

參考資料

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 11 号

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 7 条—第 15 条)

第 3 章 協働による推進体制(第 16 条—第 20 条)

第 4 章 環境施策の評価及び継続的改善(第 21 条—第 23 条)

第 5 章 環境審議会(第 24 条・第 25 条)

附則

わがまち小牧市は、濃尾平野の北東に位置し、尾張丘陵から濃尾平野へと広がる地形と天然・人工の多様な水系を持ち、小牧山や市の東部に広がる丘陵など、豊かで美しい自然に恵まれた市である。この恵みを受け継ぎながら、先人の努力により、かつては農業を基盤として、その後は交通の要衝としての地の利を生かし、多様な産業が集積する活力ある都市として発展を続けてきた。

しかし、今日のわが国の発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を著しく増やしてきた。また、わが市にあっても、都市化の進展は、地域のつながりを希薄にし、かけがえのない自然環境、生活環境、歴史的環境、文化的環境の存続を危うくしつつある。

このような環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを、私たちはあらためて認識しなければならない。その上で、市民一人ひとりがわがまちを愛し、わがふるさとを慈しむ心を醸成し、市、市民及び事業者が協働して、良好な環境を保全し、創造していかなければならない。

私たち小牧市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。このような考えのもとに、持続可能な節度ある社会、人と人、そして人と自然が共生するわがまち小牧市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の

環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、自主的かつ積極的に行われるとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下、地域を愛する心が育まれるよう協働して自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の特性を踏まえつつ環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と人、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の重要課題であるとともに、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動が、現在及び将来の世代の地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的、歴史的、文化的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市の施策は、環境施策を基底として実施されなければならない。
- 3 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、自らの日常生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、自らの事業活動が環境への負荷を与えていることを自覚し、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次の事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携及び科学的知見の活用を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が守られ、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、地域の特性に応じ、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 地域の特性に応じた人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに快適な環境が創造されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境施策の基本的な方向
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるときには、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査)

第9条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制又は指導の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第11条 市は、市民及び事業者が自らの活動による環境への負荷を低減するための措置を促進するため、必要があると認めるときは、適正な経済的な助成の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、環境への負荷を低減する目的で市民及び事業者が経済的な負担を求めようとするときは、十分な事前調査及び研究を行った上で、必要な範囲内の措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地等の環境の保全及び創造に資する公共施設の整備の積極的な推進に努めるとともに、これらの施設の適正な利用を促進しなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進

するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境に配慮した公共工事等への取組)

第 14 条 市は、公共工事等の施行に際しては、公害の防止、建設副産物の有効利用、エネルギーの効率的な利用その他環境への負荷の少ない施行方法を採用した環境に配慮した公共工事等に率先して取り組まなければならない。

(環境への負荷の低減に資する施策の促進)

第 15 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的で効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第 3 章 協働による推進体制

(環境教育及び環境学習)

第 16 条 市は、市民及び事業者が、環境の保全及び創造についての関心及び理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、持続可能な節度ある社会を目指して、家庭、学校及び地域社会と連携し、将来を担う子どもたちが、環境に対する人としての責任及び役割を理解し、実行に結びつく能力を育むための環境教育及び環境学習を推進しなければならない。

(環境情報の提供)

第 17 条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに市民及び事業者が自発的に行う活動の促進に資するため必要な情報を提供しなければならない。

(自発的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う資源の回収活動、環境美化活動等が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者との協働等)

第 19 条 市は、市民及び事業者と協働した環境の保全及び創造を推進するため、市民及び事業者から提言を受けるための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、市民及び事業者と協働した環境施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な庁内体制を整備しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行わなければならない。

第 4 章 環境施策の評価及び継続的改善

(監視等)

第 21 条 市は、環境施策を適正に実施するため、必要な監視等の体制の整備に努めなければならない。

(環境施策の評価及び継続的改善)

第 22 条 市は、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的を実施し、継続的な改善に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民及び事業者が自らの日常生活及び事業活動について環境に与える影響を評価し、継続的な改善を行うことができるように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて市民及び事業者に対して、助言、指導又は協力要請を行うことができるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第 23 条 市長は、環境の状況及び環境施策を推進した結果に対する評価、継続的な改善に向けた取組等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、年次報告書への意見等を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 環境審議会

(設置等)

第 24 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、小牧市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 年次報告書に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織等)

第 25 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全及び創造に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、必要があると認めるときは、調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 策定経過

① 令和5（2023）年度

日程	内容
令和5年7月10日	令和5年度第2回小牧市環境施策推進委員会 ・第三次小牧市環境基本計画等の中間見直しに係る基本方針について（案）
令和5年8月1日	令和5年度第1回小牧市環境審議会 ・第三次小牧市環境基本計画の中間見直しについて
令和5年10月25日 ～ 令和5年11月10日	市民及び事業者アンケートの実施 ・市民及び事業所を対象に、環境に関する意識調査を実施
令和6年2月6日	令和5年度第4回小牧市環境施策推進委員会 ・第三次小牧市環境基本計画改定に係る基本的な考え方について
令和6年2月14日	令和5年度第3回小牧市環境審議会 ・第三次小牧市環境基本計画改定に係る基本的な考え方について

② 令和6（2024）年度

日程	内容
令和6年7月16日	令和6年度第2回小牧市環境施策推進委員会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）の骨子（案）について
令和6年8月9日	令和6年度第1回小牧市環境審議会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）の骨子（案）について
書面会議	令和6年度第3回小牧市環境施策推進委員会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）の素案について
令和6年10月16日	令和6年度第2回小牧市環境審議会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）の素案について
令和6年11月5日	令和6年度第4回小牧市環境施策推進委員会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）（案）について
令和6年11月21日	令和6年度第3回小牧市環境審議会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）（案）について
令和6年12月6日 ～ 令和7年1月6日	パブリックコメントの実施 ・案の公表及び市民意見を募集 （意見提出2名29件）
令和7年1月21日	令和6年度第6回小牧市環境施策推進委員会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）（案）に対するパブリックコメントの実施結果について
令和7年2月13日	令和6年度第7回小牧市環境施策推進委員会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）の最終案について
令和7年2月20日	令和6年度第4回小牧市環境審議会 ・第三次小牧市環境基本計画（改定版）の最終案について

3

小牧市環境審議会委員名簿

氏名	団体名・役職名	備考
石川 英里	中部大学工学部教授	副会長
今枝 正	こまき環境市民会議 会長	
岡村 恵美	一般公募者	任期：～R6.3.31
長内 敏将	ISO14001 取得事業所	任期：～R6.2.29
酒井 美代子	小牧市女性の会 会長	
田上 昭典	小牧市小中学校校長会	
馬場 容子	一般公募者	
松本 高幸	一般公募者	任期：R6.5.1～
宮脇 稔	愛知県地球温暖化防止活動推進員	
山本 敦	中部大学応用生物学部教授	会長
吉本 三広	市内事業所推薦	

※委員の氏名は、50音順で記載

4 諮問

5 小環第691号
令和5年8月1日

小牧市環境審議会
会長 山本 敦 様

小牧市長 山下 史守朗

第三次小牧市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

このことについて、第三次小牧市環境基本計画は令和2（2020）年度から令和12（2030）年度の11年間を計画期間とし、5年を目安に見直すこととしております。つきましては、中間見直しに向け、検討、精査のうえ、その適切なお意見をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年2月20日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市環境審議会
会長 山本 敦

第三次小牧市環境基本計画（改定版）について（答申）

令和5年8月1日付け5小環第691号で諮問のありました第三次小牧市環境基本計画（改定版）（案）について、これまで6回にわたる会議を開催し、環境基本計画の改定に関する事項について検討を重ねてまいりました。

これまでの提言及びパブリックコメントで寄せられた市民の意見は、貴市でご検討いただき、第三次小牧市環境基本計画（改定版）（案）に反映されております。計画の決定に当たりましても、本審議会の提言を十分に尊重していただくようお願いし、ここに第三次小牧市環境基本計画（改定版）（案）を別添のとおり答申いたします。

6

小牧市の環境に関するアンケート調査結果の概要

小牧市の環境に関するアンケート調査の実施概要

「第三次小牧市環境基本計画」を改定するにあたり、住んでいる地域の環境の満足度や市民・事業者の取組状況などの現状を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象・調査方法・回収状況

	市民	事業者
調査対象	小牧市に住む満 18 歳以上の 1,500 人	小牧市内の事業所 300 か所
抽出法	「住民基本台帳」の地区別の層 化抽出法による無作為抽出	市内事業所の業種別の層化抽出 法による無作為抽出
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及び WEB 回答	
調査期間	令和 5 年 10 月 25 日～令和 5 年 11 月 10 日	
回収数 (うち WEB 回答数)	543 (98)	128 (25)
回収率	36.2%	42.7%

調査項目

市民	事業者
①小牧市の環境に関する満足度と重要度 ②普段取り組んでいる環境活動と今後の予定 ③地球温暖化対策設備導入状況と今後の意向 ④気候変動の影響の認知度 ⑤生物多様性の認知度 ⑥将来に残したい身近な自然や環境 ⑦市が重点的に取り組むべき環境への取組 ⑧市が積極的に進めるべき地球温暖化対策 ⑨市の環境情報の入手方法	①事業所の環境活動と今後の予定 ②地球温暖化対策設備導入状況と今後の意向 ③環境活動における効果と課題 ④市が実施すると望ましいサポート ⑤市の環境情報の入手方法 ⑥地域の環境のためにしている取組 ⑦環境に関する地域貢献活動で、協力・支援 できる分野・取組 ⑧脱炭素経営の取組状況及び今後の意向 ⑨市が重点的に進めるべき地球温暖化対策



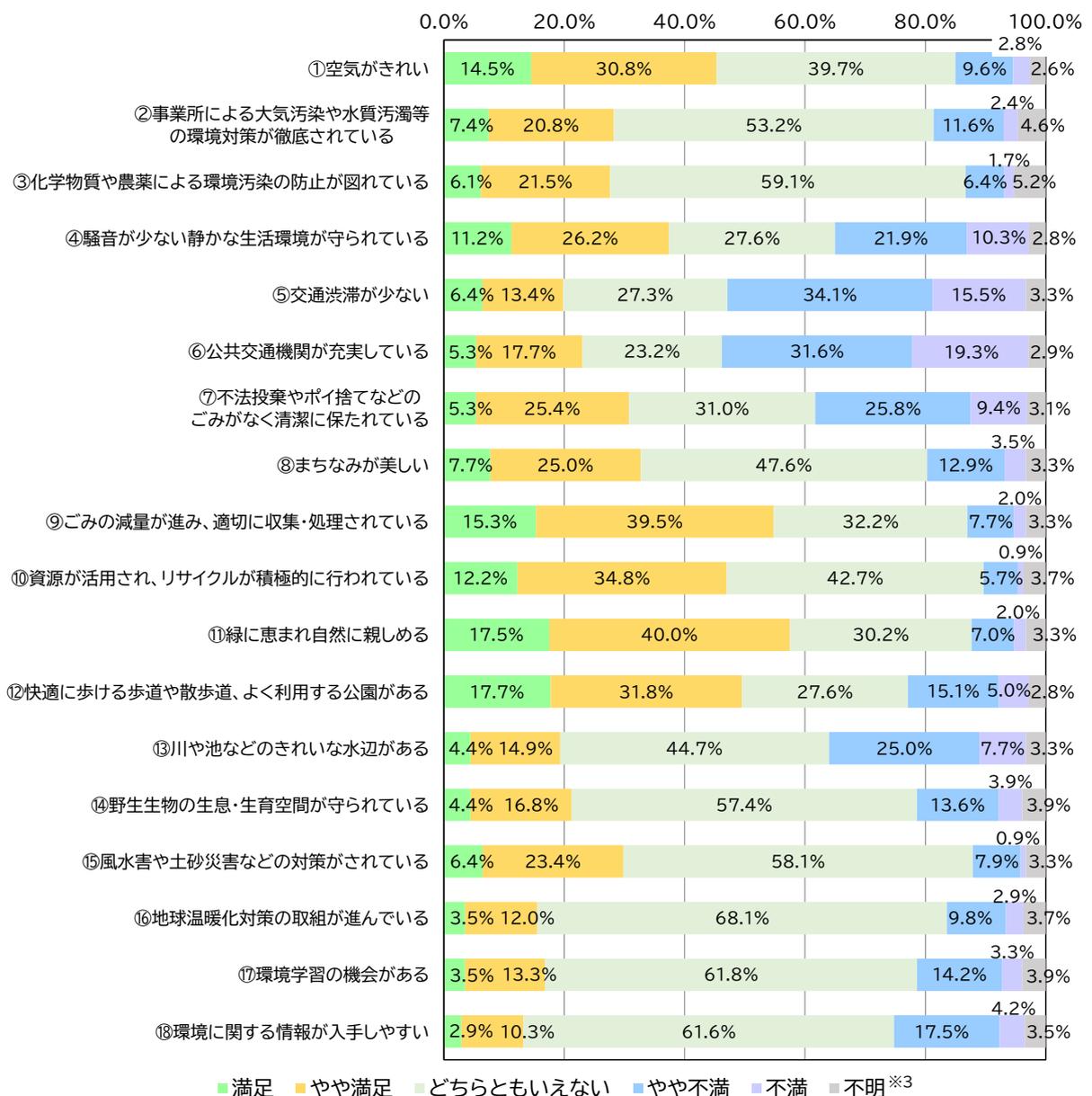
市民アンケート調査結果の概要



小牧市の環境に関する満足度

小牧市の環境の満足度について、『満足(計)^{※1}』の回答が多かった項目は、「⑪緑に恵まれ自然に親しめる(57.5%)」、「⑨ごみの減量が進み、適切に収集・処理されている(54.8%)」、「⑫快適に歩ける歩道や散歩道、よく利用する公園がある(49.5%)」となっています。

一方、『不満(計)^{※2}』の回答が多かった項目は、「⑥公共交通機関が充実している(50.9%)」、「⑤交通渋滞が少ない(49.6%)」、「⑦不法投棄やポイ捨てなどのごみがなく清潔に保たれている(35.2%)」となっています。

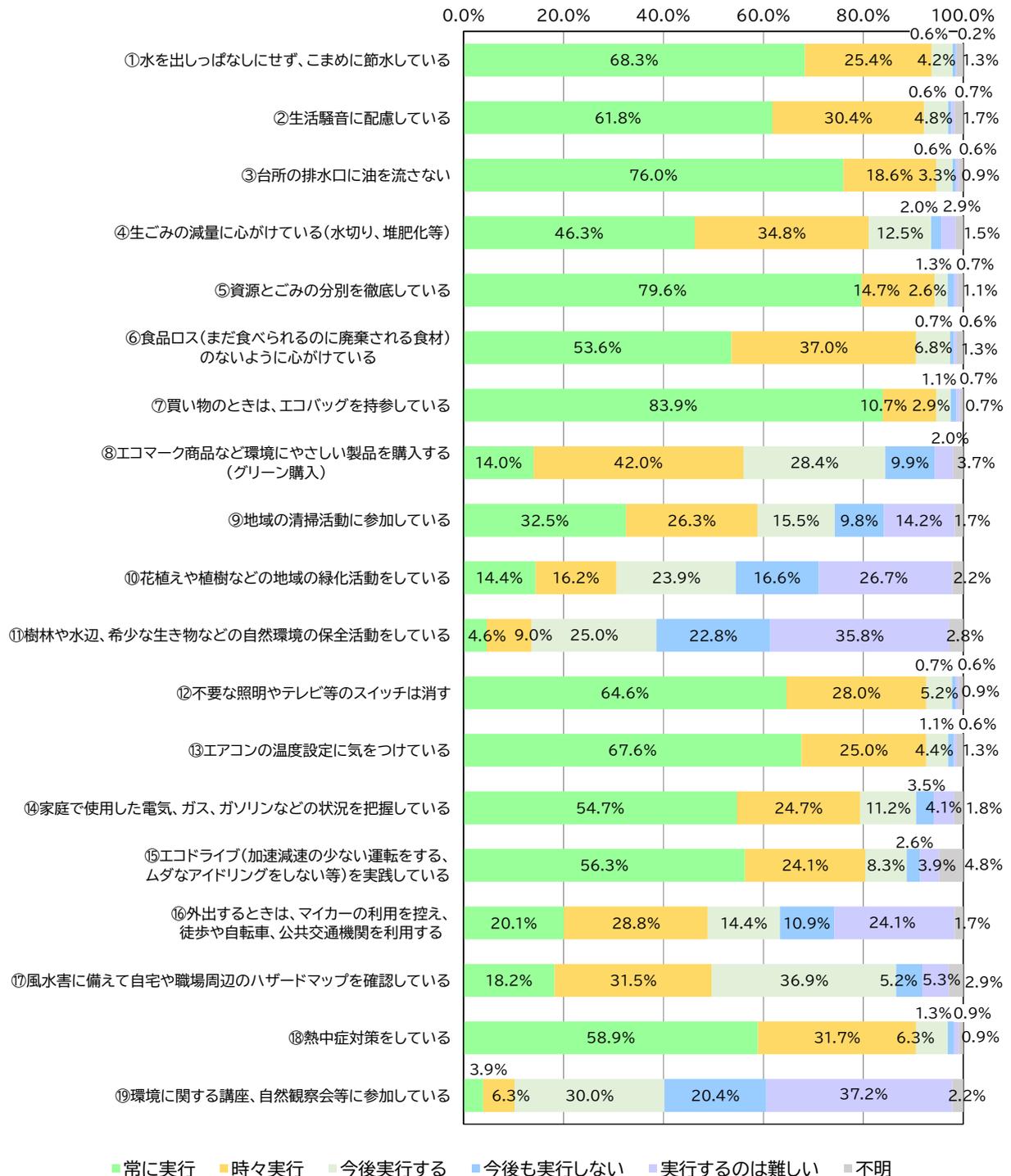


※1 満足(計)は、「満足」回答及び「やや満足」回答を合計し、全体の割合を算出しています。
 ※2 不満(計)は、「やや不満」回答及び「不満」回答を合計し、全体の割合を算出しています。
 ※3 回答の記入がないもの及び回答が識別できないものについては、「不明」として扱っています。

普段取り組んでいる環境活動

普段取り組んでいる環境活動について聞いたところ、「⑦買い物のときは、エコバッグを持参している（83.9%）」、「⑤資源とごみの分別を徹底している（79.6%）」、「③台所の排水口に油を流さない（76.0%）」が75%以上の実施率となっています。

一方、実施率が低い活動については、「⑪樹林や水辺、希少な生き物などの自然環境の保全活動をしている（4.6%）」、「⑲環境に関する講座、自然観察会等に参加している（3.9%）」となっています。



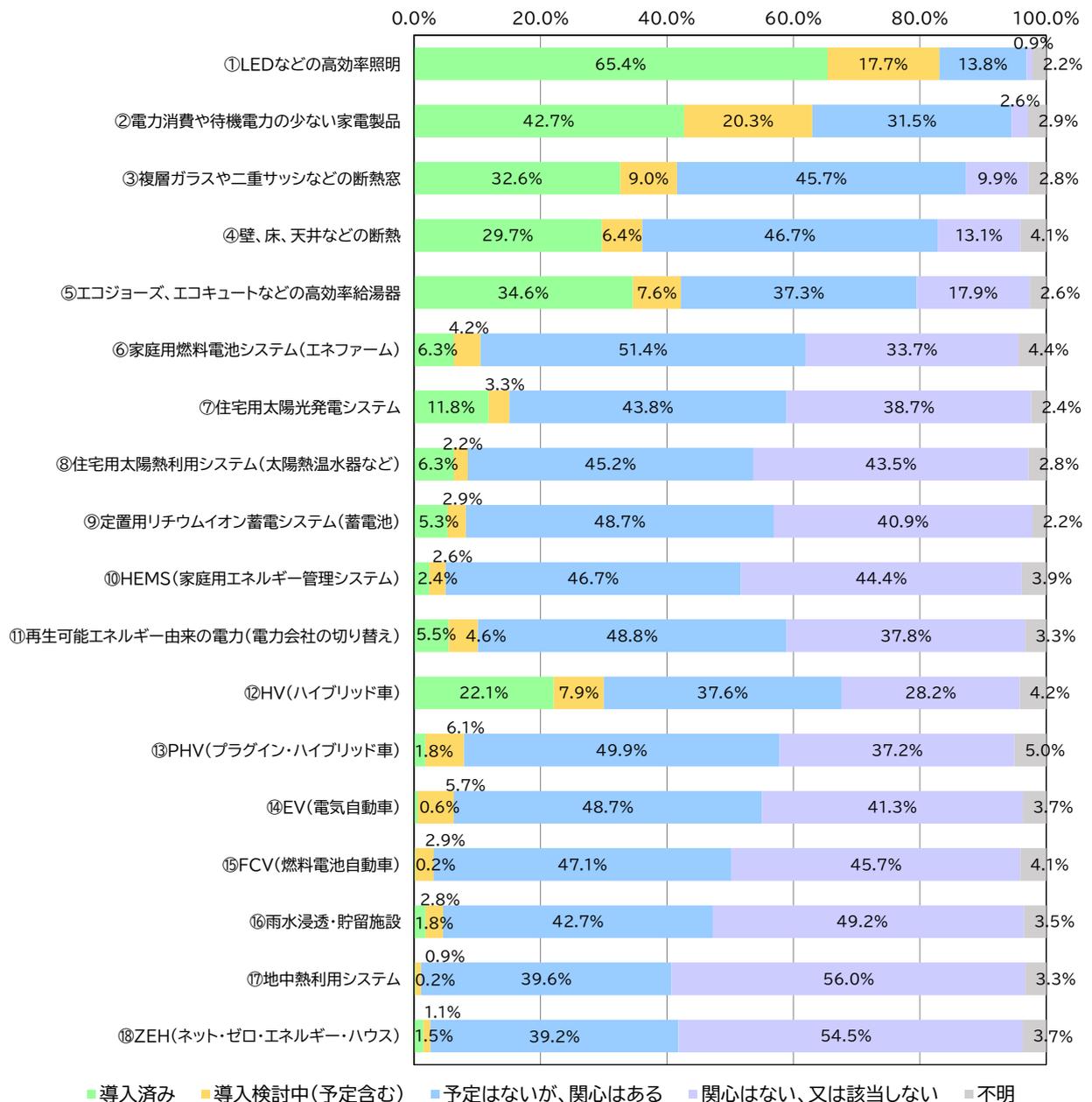
参考資料



地球温暖化対策設備機器の導入状況

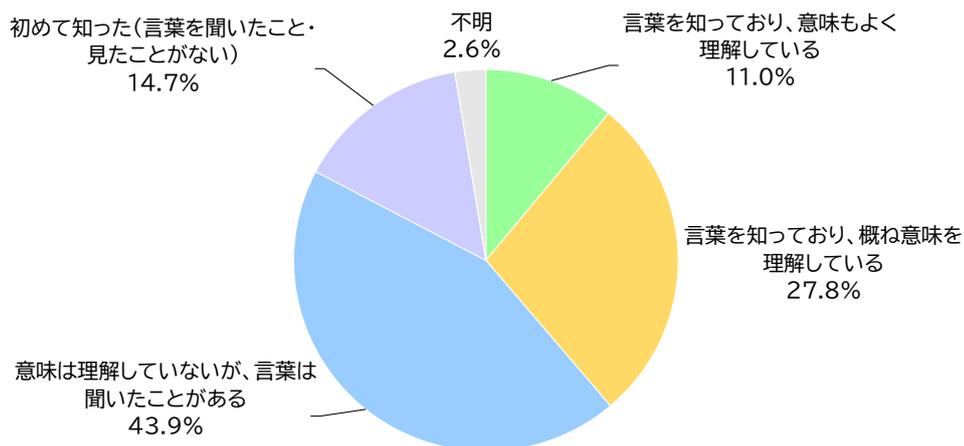
地球温暖化対策につながる機器や設備などの導入状況について、『導入済み』の割合は「①LEDなどの高効率照明（65.4%）」が最も高く、「②電力消費や待機電力の少ない家電製品（42.7%）」、「⑤エコジョーズ、エコキュートなどの高効率給湯器（34.6%）」、「④壁、床、天井などの断熱（29.7%）」、「⑫HV（ハイブリッド車）（22.1%）」と続いています。

また、『予定はないが、関心はある』の回答を合わせると、①～⑮の項目について5割を超える結果となっており、地球温暖化対策設備機器への関心の高さがうかがえます。



「生物多様性」の認知度

「生物多様性」の認知度について、「意味は理解していないが、言葉は聞いたことがある（43.9%）」の回答が一番多く、「初めて知った（言葉を聞いたこと・見たことがない）（14.7%）」を合わせると5割を超えることから、意味を理解してもらうまで到達していない現状がうかがえます。



将来に残したい身近な自然や環境

小牧市内の身近な自然や環境で、将来に向けて残したい場所を聞いたところ、延べ148件の回答がありました。

地区	名称	集計数	地区	名称	集計数
市内全般 (河川の場合は流域)	農地(田・畑含む)	6	市北東部 (桃花台)	緑道・公園	5
	大山川	5		桃花台地域一帯	2
	合瀬川	3	市中央部	小牧山	49
	古墳、神社、寺院	2		小牧山城	8
	合瀬川の桜	1		パークアリーナ小牧	2
	新木津用水	1		小牧山史跡公園	1
	巾下川周辺の田畑・用水路	1	市北部	東自然遊歩道	1
	市内全域	1		岩崎山	4
	河川	1	市南部	名古屋空港北側の公園や田畑	1
	歴史遺産すべて	1	その他	その他	3
緑道・公園	1				
市北東部 (大草・野口・大山)	市民四季の森	22			
	ホテルの里	7			
	野口・大山地域一帯	7			
	兒の森	4			
	マメナシ自生地	4			
	ふれあいの森	3			
	天川山	1			
	小牧アルプス	1			

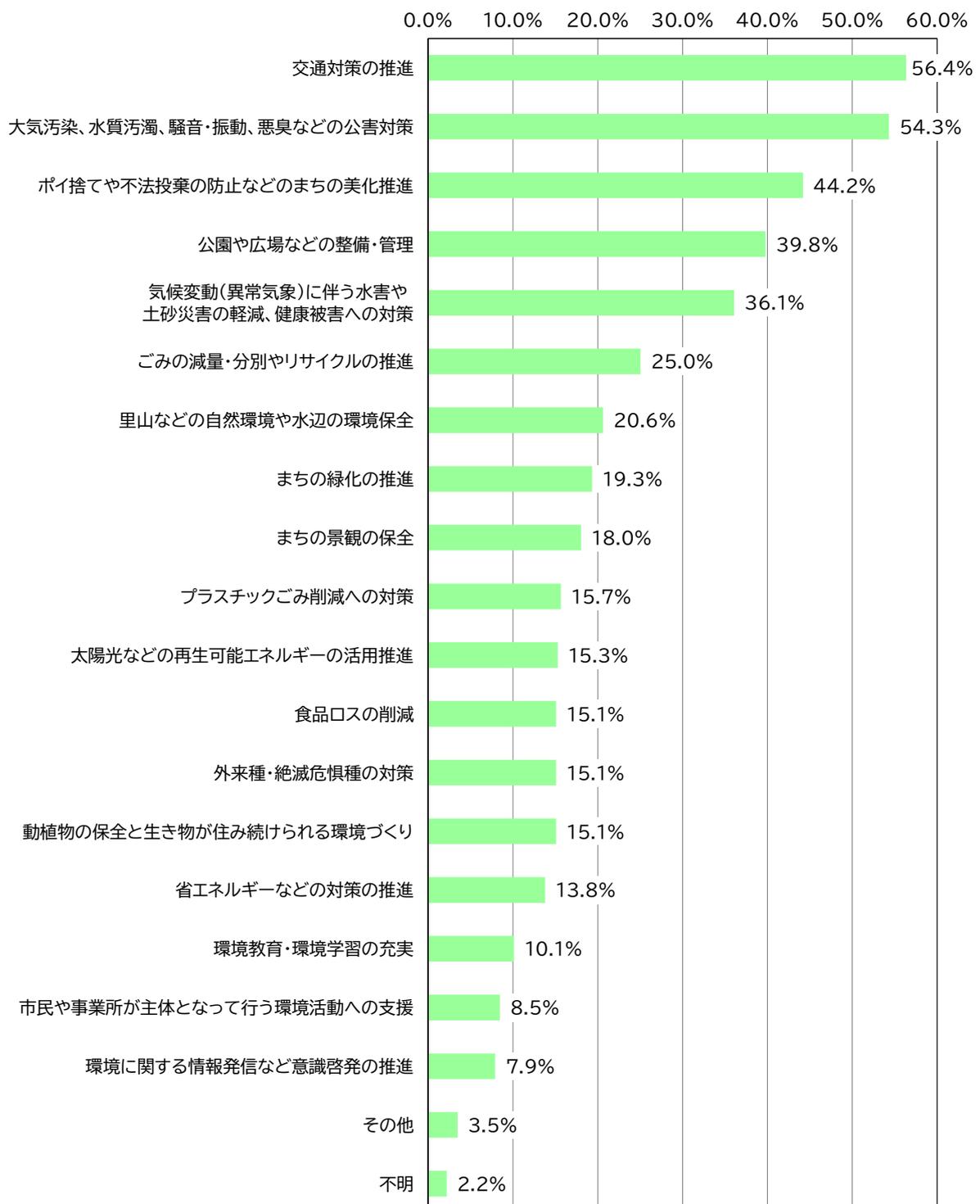
参考資料



市が重点的に取り組むべき環境施策

市が重点的に取り組むべき環境施策について、「交通対策の推進（56.4%）」の回答が最も多く、次いで、「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害対策（54.3%）」、「ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進（44.2%）」と環境美化や生活環境分野での施策が続いています。

一方で、「環境に関する情報発信など意識啓発の推進（7.9%）」、「市民や事業所が主体となって行う環境活動への支援（8.5%）」、「環境教育・環境学習の充実（10.1%）」と、環境教育・環境学習分野の回答率はいずれも低くなっています。

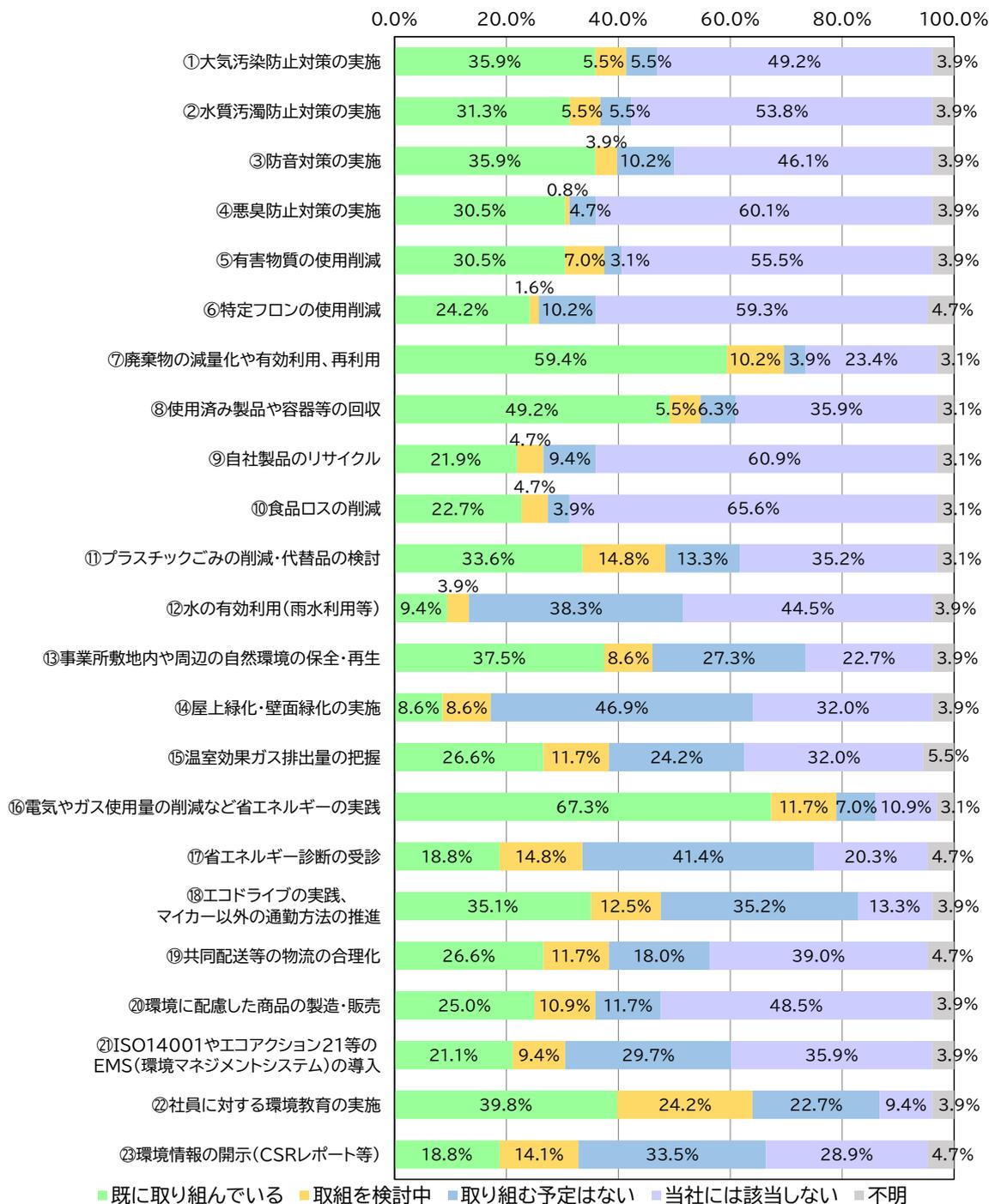


事業者アンケート調査結果の概要

事業所で取り組んでいる環境活動

事業所の環境活動について聞いたところ、「⑯電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践（67.3%）」の実施率が最も高く、次いで、「⑦廃棄物の減量化や有効利用、再利用（59.4%）」、「⑧使用済み製品や容器等の回収（49.2%）」となっています。

一方、『取り組む予定はない』の回答が多かった項目は、「⑭屋上緑化・壁面緑化の実施（46.9%）」、「⑰省エネルギー診断の受診（41.4%）」、「⑫水の有効利用（雨水利用等）（38.3%）」と続いています。



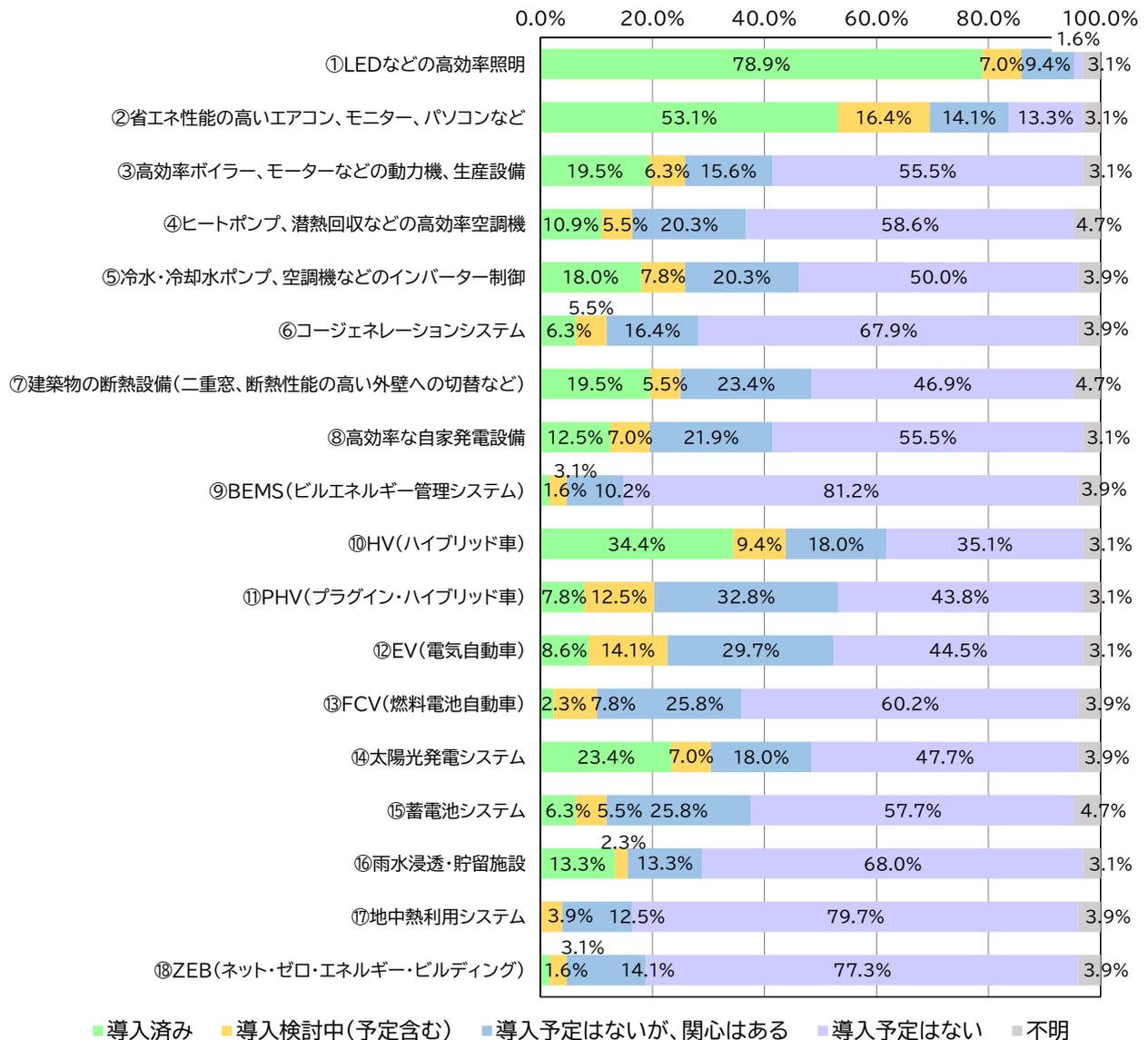
参考資料



地球温暖化対策設備機器の導入状況

地球温暖化対策設備機器の導入状況について聞いたところ、『導入済み』と回答した割合は、「①LEDなどの高効率照明（78.9%）」が最も高く、次いで、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、パソコンなど（53.1%）」となっています。

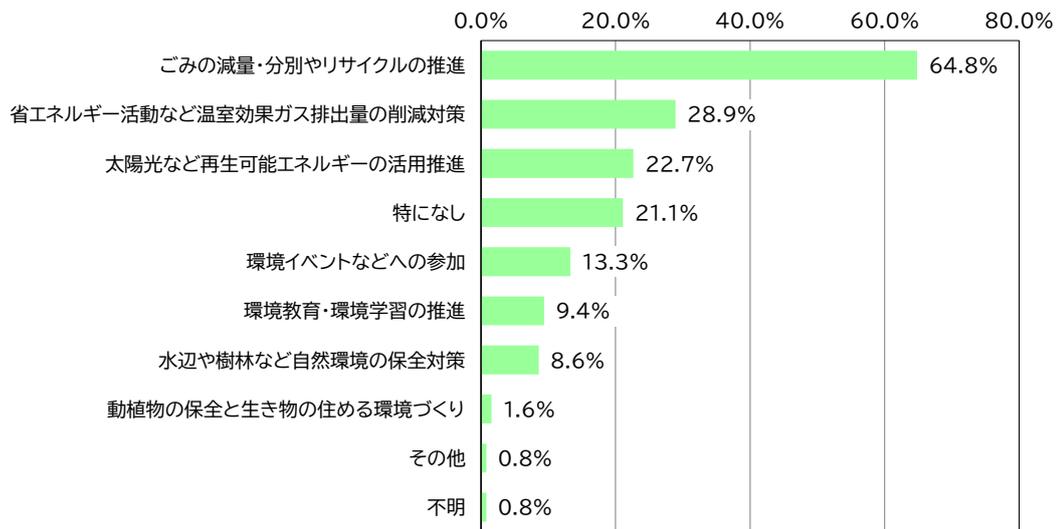
また、『導入検討中（予定含む）』については、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、パソコンなど（16.4%）」が最も高く、次いで「⑫EV（電気自動車）（14.1%）」、「⑪PHV（プラグイン・ハイブリッド車）（12.5%）」となっています。





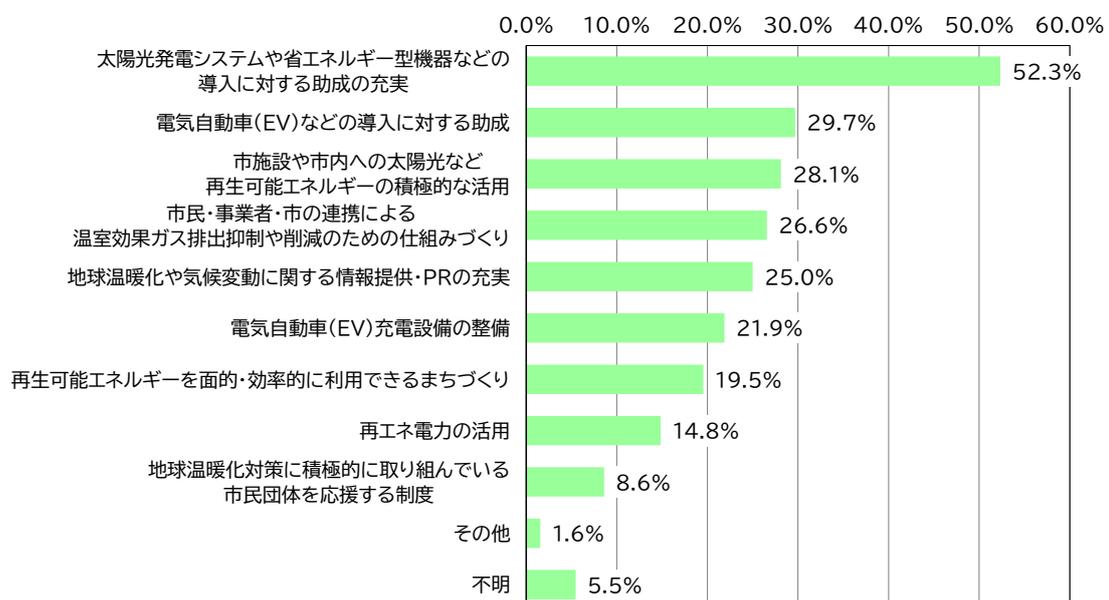
協力、支援できる環境分野

環境に関する地域貢献活動において、協力、支援できる活動分野を聞いたところ、「ごみの減量・分別やリサイクルの推進（64.8%）」が最も多くなっています。次いで、「省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策（28.9%）」、「太陽光など再生可能エネルギーの活用推進（22.7%）」と続いており、3Rの取組と地球温暖化対策が協力しやすい分野であることがうかがえます。



市が重点的に進めるべき地球温暖化対策

市が重点的に進めるべき地球温暖化対策を聞いたところ、「太陽光発電システムや省エネルギー型機器などの導入に対する助成の充実（52.3%）」の回答が最も多く、次いで、「電気自動車（EV）などの導入に対する助成（29.7%）」、「市施設や市内への太陽光など再生可能エネルギーの積極的な活用（28.1%）」、「市民・事業者・市の連携による温室効果ガス排出抑制や削減のための仕組みづくり（26.6%）」と続いています。



7

二酸化炭素排出量の算定方法

市域からの二酸化炭素排出量は、以下の方法で算定しています。

- ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和6年4月）」に基づく標準的手法とし、資源エネルギー庁が提供する「都道府県別エネルギー消費統計調査」を基本に各部門に適合した活動量により按分します（小牧市／愛知県）。
- ・ただし、一般廃棄物については、市内の焼却施設における一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分量から積み上げて算定します。

二酸化炭素排出量の算定手法

二酸化炭素排出量の推計方法区分		推計方法	出典
産業部門	製造業	Σ 製造業中分類のCO ₂ 排出量（愛知県）×製造品出荷額等（小牧市）／製造品出荷額等（愛知県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計調査
	鉱業	鉱業のCO ₂ 排出量（愛知県）×鉱業の市内総生産額／鉱業の県内総生産額	・都道府県別エネルギー消費統計 ・愛知県の市町村民経済計算統計表
	建設業	建設業のCO ₂ 排出量（愛知県）×建設業の市内総生産額／建設業の県内総生産額	・都道府県別エネルギー消費統計 ・愛知県の市町村民経済計算統計表
	農林水産業	農林水産業のCO ₂ 排出量（愛知県）×農林水産業の市内総生産額／農林水産業の県内総生産額	・都道府県別エネルギー消費統計 ・愛知県の市町村民経済計算統計表
業務部門		業務その他のCO ₂ 排出量（愛知県）× Σ 第3次産業の産業標準分類の市内総生産額／第3次産業の産業標準分類の県内総生産額	・都道府県別エネルギー消費統計 ・愛知県の市町村民経済計算統計表
家庭部門		家庭のCO ₂ 排出量（愛知県）×市内世帯数／県内世帯数	・都道府県別エネルギー消費統計 ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数
運輸部門	自動車	愛知県の車種別燃料消費量×市内車種別自動車保有台数／県内車種別自動車保有台数×燃料別排出係数	・自動車燃料消費量調査 ・愛知県統計書
	鉄道	名古屋鉄道の消費電力×名古屋鉄道の市内営業キロ／全線営業キロ×排出係数	・鉄道統計年報
廃棄物部門		エコルセンターの年間溶融処理量×焼却ごみのプラスチック混入率（乾燥ベース）×排出係数	・小牧市清掃事業概要 ・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.2）

8

用語解説

※ページはその用語が最初に記載されているページとなります。

【あ行】

愛知目標 (P7)

「愛知目標」は、生物の多様性に関する条約の3つの目的、(1)生物の多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するため、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された2011～2020年の世界目標のこと。

「愛知目標」という名称はCOP10が愛知県名古屋市で開催されたことによるものである。

アダプトプログラム (adopt program)

(P82 他)

地域住民・地元事業者等と行政が互いの役割分担のもと、継続して美化を進める協働事業のこと(アダプト=〇〇を養子にする)。一定区画の公共の場所を養子に見立て、地域住民・地元事業者等がわが子のように愛情を持って面倒をみて(=清掃活動を行い)、行政がの活動を支援する。

安全・安心・快適な社会 (P4 他)

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

ウェルビーイング/高い生活の質 (Well-being)

(P6 他)

ウェルビーイング(Well-being)は、well(よい)とbeing(状態)からなる言葉で、世界保健機関(WHO)では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と紹介している。

エコアクション21 (P42 他)

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコドライブ (P42 他)

不要なアイドリングや、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減に有効とされている。

エコライフチェックシート (P85 他)

普段の日常生活の中で環境にやさしい行動をすると、どれだけ二酸化炭素の排出量を削減できたかを計算することができるシート

温室効果ガス (P6 他)

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの放出される熱を地球に閉じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット (carbon offset)

(P37 他)

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上で、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

カーボンクレジット(carbon credit) (P46 他)

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証する J-クレジットがある。

カーボンニュートラル(carbon neutrality)

(P6 他)

二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

海洋プラスチックごみ (P7 他)

日常生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、適正に回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川などを經由して海域に流出するプラスチックごみの中で、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種 (P20 他)

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバス（オオクチバス・コクチバス）などが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、又は人の健康に大きな被害を及ぼすものものを「侵略的外来種」とよぶ。平成 27（2015）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が作成され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

化石燃料 (P36 他)

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽 (P79)

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。合併処理浄化槽は、強度・耐久性があり、単独処理浄化槽より優れた污水处理性能を持つ。

環境基準 (P22 他)

「環境基本法」第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの

環境基本計画 (P2 他)

「小牧市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画のこと。国は、「環境基本法」第 15 条に基づき環境基本計画を策定する。

環境基本法 (P3 他)

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育 (P4 他)

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷 (P10 他)

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境保全協定 (P80)

市民の健康を確保し、快適かつ良好な生活環境を保全するとともに、地球環境の保全に寄与することを目的に市内事業所と締結するもの

環境マネジメントシステム (P42 他)

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Action)を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返すことで継続的な改善を図ることができる。

かん養 (P56 他)

雨水などが土中に浸透すること。近年、かん養機能を持つ森林や農地が減少し、市街地では表面がアスファルトやコンクリートに覆われていることにより、雨水等が地下にしみこまなくなり、地下水位の低下、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

緩和策 (P18 他)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策のこと。

気候変動適応法 (P3)

気候変動への適応の推進を目的として平成30(2018)年に制定された法律

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

クリーンアップ事業 (P81 他)

ポイ捨てによる散乱ごみの収集活動を行う個人又は団体に、ボランティア袋などの資材を配布することにより、美化活動の推進を図るもの

グリーンインフラ(green infrastructure)

(P8 他)

自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

耕作放棄地 (P23 他)

過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ今後も農地所有者等による農地の草刈り、耕起等や農作物の栽培が行われる見込みがない農地

固定価格買取制度(FIT) (P17)

国が定める要件を満たす太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれかの新規の再生可能エネルギー発電設備において、発電した電気を電力会社などに一定の価格で一定の期間にわたり売電することができる制度のこと。主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。

【さ行】

再生可能エネルギー (P4 他)

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどをエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーのこと。

再生利用(リサイクル) (P29 他)

廃棄物などを「原材料」として再利用すること。

里山 (P7 他)

奥山自然地域と都市地域の間中に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念

次世代自動車 (P22 他)

運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等のこと。

自然共生社会 (P30 他)

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興ネイチャーポジティブ (nature-positive)

(P6 他)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、世界的なシステム全体の変化や社会経済の変革が必要であり、産官学・NGO等の連携が必要とされている。

持続可能な開発目標 (SDGs) (P6 他)

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すという特徴を持っている。

循環型社会 (P7 他)

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成 12 (2000) 年に制定された、「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

循環経済(サーキュラーエコノミー) (P6 他)

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの

省エネルギー (省エネ) (P4 他)

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

省エネルギー型機器 (P42)

エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により、既存の機器と比較してエネルギー消費の削減に寄与する機器

食品ロス (P4 他)

売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

生態系 (P7 他)

地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間に生きている生物 (有機物) と、生物を取り巻く非生物的環境 (無機物) が相互に関係しあって、生命 (エネルギー) の循環をつくりだしているシステムのこと。

生物多様性 (P3 他)

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝的多様性

という 3 つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法 (P3)

平成 20 (2008) 年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

ゼロカーボンシティ（Zero-Carbon City）

（P2 他）

2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨を表明した地方自治体のこと。

【た行】

太陽光発電（P17 他）

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素（社会）（P2 他）

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量をなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

地域循環共生圏（P6）

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」のこと。

地球温暖化（P3 他）

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20 世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画（P3 他）

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

（P3 他）

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。1998 年 10 月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

低炭素（P37）

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素排出量の削減すること。

適応策（P27 他）

「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策のこと。

デコ活（P40 他）

2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度 CO₂ 削減目標の実現に向けて、国・消費者・企業・自治体・団体などの行動変容やライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動のこと。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

デング熱（P21 他）

熱帯感染症の一種。蚊に刺されることで、ウイルスが体内に侵入し発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹などが主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

参考資料

特定外来生物 (P20 他)

2004年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、外来生物(海外起源の外来種)であつて、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

都市公園 (P39 他)

都市公園法に基づき国や地方公共団体が設置する公園や緑地のこと。

【な行】

【は行】

バイオマス (biomass) (P17 他)

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油などと混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

パリ協定 (P3 他)

平成27(2015)年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

フードドライブ (food drive) (P29 他)

家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。

【ま行】

マイ・タイムライン (my timeline) (P76 他)

住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身とる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの

【や行】

優良農地 (P63)

農業水利施設の整備や土地改良等が行われた10ha以上の一団の農地

【ら行】

リードタイム (lead time) (P21)

一般的には、生産・流通・開発などの現場で、工程に着手してから全ての工程が完成するまでの所要期間のことを指す。

防災面においては、防災行動(避難指示発令から個々の避難行動)に必要な時間のことをいう。

レジリエント (resilient) (P8 他)

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況に対して「うまく適応しながら成長する能力」を表すことば。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

【英数】

COP (Conference of the Parties) (P6 他)

締約国会議の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

名称で認定する取組を進めている。

COP10 (P7)

生物多様性条約第10回締約国会議のことで、平成22(2010)年10月に愛知県名古屋市内で開催され、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書、新戦略計画(愛知目標)が採択された。

COP14 (P7)

バーゼル条約第 14 回締約国会議のことで、令和元（2019）年 4～5 月にスイスのジュネーブで開催され、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の改正がなされ、汚れたプラスチックごみの輸出規制強化などが規定された。

COP15 (P7 他)

生物多様性条約第 15 回締約国会議のことで、令和 4（2022）年 12 月にカナダのモントリオールで開催され、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

ISO14001 (P42 他)

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定める組織が環境に配慮した活動を、継続的に推進する仕組みを定めた国際規格のこと。

QOL (quality of life) (P29 他)

「人生の質」、「生活の質」などと訳されることが多く、一人ひとりの人生の質や社会的にみた『生活の質』のことを指し、個人が生きるうえでどれだけ自分らしく満足のいく生活を送ることができているか、ということをも尺度としてとらえる概念

ZEB (Net Zero Energy Building) (P36 他)

Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

現在、ZEB の実現・普及に向けて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の 4 段階に定義されている。

ZEH (Net Zero Energy House) (P36 他)

Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

30by30 目標 (P7 他)

生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」の後継として令和 4（2022）年 12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において示された主要目標の一つ

2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

5R (P27 他)

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Refuse(リフューズ:断る)」、「Reduce(リデュース:排出抑制)」、「Repair(リペア):修理して使う」、「Reuse(リユース:再使用)」、「Recycle(リサイクル:再生利用)」の頭文字をとったもの

